平成２５年（フ）第１０１０号
広島県東広島市西条町御薗宇6035　３―Ｄ、住民票上の住所広島県東広島市八本松飯田２丁目17番３―304号
破産者　山下　清澄
1　決定年月日　平成26年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１１号
鹿児島県鹿児島市西田３丁目26番19号　プロムナード西田206号
破産者　宮崎万里子
1　決定年月日　平成26年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第１４１号
鹿児島県鹿児島市武１丁目35番13号　エルモ壱番館101号
破産者　魚谷　昌明
1　決定年月日　平成26年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第１５９号
鹿児島県鹿児島市西田３丁目26番19号　プロムナード西田206号
破産者　宮崎　一郎
1　決定年月日　平成26年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第９７号
青森県八戸市下長３丁目13番７号
破産者　今泉　正英
1　決定年月日　平成26年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２６年（フ）第１４号
宮城県石巻市鮎川浜清崎１―１　鮎小仮設住宅３―６、住民票上の住所宮城県石巻市十八成浜十八成51番地１
破産者　阿部　　勇
1　決定年月日　平成26年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２６年（フ）第４０号
秋田市河辺諸井字福神51番地５、前住所福井市文京２丁目17番25号　レオパレス文京102号
破産者　長谷部健一
1　決定年月日　平成26年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第６３号
秋田県潟上市天王字棒沼台86番地９
破産者　広内冷暖サービスこと　堀井雄次郎
1　決定年月日　平成26年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１９号
秋田県北秋田市李岱字李岱126番地２、借入時住所東京都足立区西新井栄町１―18―１・岩手県盛岡市稲荷町１―57―206
破産者　加藤　和子（旧姓奈良）
1　決定年月日　平成26年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大館支部

平成２５年（フ）第６４号
秋田県横手市平鹿町下鍋倉字下拾100番地
破産者　菅原　傳一
1　決定年月日　平成26年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所横手支部

平成２６年（フ）第９７号
山形市深町１丁目９番34号　アーバンＭ207号、前住所山形市十日町４丁目７番42―606号　朝日プラザエザース山形中央Ⅱ
破産者　岩田　秀敏
1　決定年月日　平成26年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１２２号
山形県南陽市三間通1223番地の４
破産者　安久津貞義
1　決定年月日　平成26年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所米沢支部

平成２５年（フ）第１４３２号
神奈川県綾瀬市寺尾北３丁目22番９号　ハイツ綾瀬103、開始決定時の住所神奈川県鎌倉市腰越２丁目13番13号　新倉方
破産者　赤沼　壽雄
1　決定年月日　平成26年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２０５２号
神奈川県藤沢市大鋸1065番地の５
破産者　福田　隆信
1　決定年月日　平成26年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１７３号
横浜市緑区三保町2608番地３　リーベスト中山Ａ棟101号
破産者　津田　豊一
1　決定年月日　平成26年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第３７９号
横浜市戸塚区品濃町537番地20　中央街区Ａ棟704号
破産者　上田　淳子
1　決定年月日　平成26年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第６７６号
横浜市港北区綱島西５丁目２番26―101号
破産者　多田　郡雄
1　決定年月日　平成26年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第６７７号
横浜市港北区綱島西５丁目２番26―101号
破産者　多田真由美
1　決定年月日　平成26年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２号
富山県砺波市庄川町示野450番地　コーポ庄川325号室
破産者　佐藤　　昇
1　決定年月日　平成26年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部